

みやぎ県南中核病院企業団告示第14号

みやぎ県南中核病院企業団の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、みやぎ県南中核病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第2号）第3条の規定に基づき、みやぎ県南中核病院企業団の平成25年度における人事行政の運営の状況の報告について次のとおり公表する。

平成26年12月26日

みやぎ県南中核病院企業団企業長職務代理者
みやぎ県南中核病院 病院長 内藤 広郎

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

① 退職者数（平成25年度）

区 分	退 職 者 数
一般行政職	4人
医 師	13人
医療技術職	4人
看 護 職	19人
技能単労職	0人
合 計	40人

② 採用者数（平成25年度）

区 分	採 用 者 数
一般行政職	0人
医 師	15人
医療技術職	7人
看 護 職	21人
技能単労職	0人
合 計	43人

(2) 職員数

条例定数及び職員数（平成26年4月1日現在）

区 分	定 数	職 員 数
みやぎ県南中核病院	—	433人
附属村田診療所	—	5人
附属訪問看護ステーション	—	4人
合 計	475人	442人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

病院事業会計（附属村田診療所事業及び訪問看護ステーション事業を含む）

区 分	歳入総額 A （総収益）	歳出総額 B （総費用）	純 損 失 A-B	人 件 費 C	人 件 費 率 C/B
平成25年度	千円 7,688,326	千円 8,540,636	千円 △852,310	千円 3,697,970	% 43.3

(注) 1. 上記の金額は、消費税抜き金額です。

2. 人件費とは、一般職に支給される給与、共済負担金、退職手当負担金、災害補償等をいいます。

(2) 職員給与費の状況

病院事業会計の予算（附属村田診療所事業及び附属訪問看護ステーション事業を含む）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人あたり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	人 437	千円 1,508,763	千円 782,721	千円 537,205	千円 2,828,689	千円 6,473

(注) (1) 職員手当には、退職手当・児童手当を含みません。

(2) 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		みやぎ県南中核病院企業団
一般行政職	平均給料月額	291,949 円
	平均給与月額	348,175 円
	平均年齢	40 歳 10 月
医 師	平均給料月額	483,527 円
	平均給与月額	1,304,963 円
	平均年齢	47 歳 1 月
医療技術職	平均給料月額	261,612 円
	平均給与月額	323,437 円
	平均年齢	36 歳 1 月
看 護 職	平均給料月額	264,653 円
	平均給与月額	322,444 円
	平均年齢	36 歳 2 月
技能単労職	平均給料月額	326,930 円
	平均給与月額	335,930 円
	平均年齢	58 歳 3 月

(注) 平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等を含んだものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		みやぎ県南中核病院企業団	国
		法定初任給	法定初任給
一般行政職	高 校 卒	140,100 円	140,100 円
	大 学 卒	172,200 円	172,200 円
医 師	大 学 卒	237,700 円	237,700 円
医療技術職	高 校 卒	140,300 円	140,300 円
	短大2卒	156,000 円	156,000 円
	短大3卒	167,000 円	167,000 円
	大 学 卒	178,200 円	178,200 円
看 護 職	短大2卒	180,500 円	180,500 円
	短大3卒	188,900 円	188,900 円
	大 学 卒	201,100 円	201,100 円
技能単労職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円

(5) 期末手当・勤勉手当の状況

みやぎ県南中核病院企業団			国		
(平成25年度支給割合)			(平成25年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分	0.675 月分	6 月期	1.225 月分	0.675 月分
1 2 月期	1.375 月分	0.675 月分	1 2 月期	1.375 月分	0.675 月分
計	2.60 月分	1.35 月分	計	2.60 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)			(加算措置)		
職務上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

(6) 退職手当の状況（平成26年4月1日現在）

みやぎ県南中核病院企業団			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の 加算措置	定年早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の 加算措置	定年早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
1人当たりの 平均支給額	1,539千円	16,815千円	1人当たりの 平均支給額	—千円	—千円

(注) (1) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全種類に係る職員に支給された平均額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1日当たり7時間45分

(休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分)

(2) その他の勤務条件

① 休日

日曜日及び土曜日は、一般的には勤務を要しない日である。また、次に掲げる日には、特に勤務を命ぜられない限り勤務する必要はない。

(ア) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

② 休暇

区 分	取 得 状 況
年次有給休暇	平成25年の1人当たり平均取得日数 5.93日
病 気 休 暇	16人
特 別 休 暇	結婚（7日以内）、出産（前後各8週間）、育児時間（1日1時間）、 親族等の葬祭（1~10日）、夏季休暇（5日以内）他
介 護 休 暇	0人
育児休業及び部分休業	17人

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分

平成25年度 なし

(2) 懲戒処分

平成25年度 なし

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度の概要等

地方公務員法（昭和25年法律261号。以下「法」という。）第30条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされており、下記の義務や制限が定められている。

サービスの具体的内容	法の規定
サービスの宣誓	法第31条
法令及び上司の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条
秘密を守る義務	法第34条

職務に専念する義務	法第35条
政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、管理者が定める場合に職務に専念する義務が免除されることがある。

(2) 綱紀の保持

職員は地域住民全体の奉仕者であって、その職務は地域住民から負託された公務であることから、公務員としての綱紀の保持については、常日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っている。

6 職員の研修及び勤務成績の評定状況

(1) 職員の研修（平成25年度）

区分	実施月	研修名	受講者数
階層別研修等	6, 1月	監督者研修Ⅰ	5人
	10, 11, 1月	管理者研修Ⅰ	5人
	1月	管理者研修Ⅱ	2人
	5月	市町村等給与制度等研修	1人
みやぎ県南中核病院職員研修（教育研修委員会主催）	4月	新規採用者研修会	26人
		医療ガス講習会	26人
		脳外科勉強会	35人
		E B M抄読会	48人
		「よりよい職場環境のためにハラスメントをなくそう」	57人
		輸血に関して、血液センターより	46人
	5月	D P Cについて	19人
		N S T勉強会	59人
		がんセンターボード	27人
		E B M抄読会	20人
		危険薬について	33人
		K Y T研修会	11人
		自治体病院の経営実態と改善事例	26人
	6月	メンタルヘルスケア研修会	40人
		C P C	20人
		接遇研修会	35人
		がんセンターボード	32人
		特別講演「わが国における放射線治療の現状と課題」	63人
		N S T勉強会	66人
		E B M抄読会	20人
		緩和ケアチーム勉強会 「がん患者さんのQ O Lを向上するリハビリって」	81人
	7月	「抗がん剤の曝露防止について」	35人
		研修医報告会	65人
		メンタルヘルスケア研修会（管理者向け）	23人
		がんセンターボード	19人
		N S T勉強会	38人
		「洗浄血小板について」	22人
9月	C P C	20人	
	N S T勉強会	40人	

	9月	がんセンターボード	22人
		緩和ケアチーム勉強会	46人
		E B M抄読会	20人
	10月	研修医報告会	50人
		I C T勉強会「血液培養について」	135人
		がんセンターボード	13人
		N S T勉強会	58人
		K Y T勉強会	17人
		E B M抄読会	20人
		肺塞栓予防対策について 「弾性ストッキングの適正使用」	38人
	11月	C P C	20人
		がんセンターボード	19人
		緩和ケア研修会「がんと悪液質」	54人
		E B M抄読会	20人
		「看護師が行う抗がん剤曝露防止」	41人
		「医療安全への取組報告会」	43人
		C P C	20人
	12月	N S T勉強会	34人
		がんセンターボード	18人
		「冬に流行する市中下痢感染症と院内下痢症の対策」	50人
		C P C	20人
	1月	N S T勉強会	40人
		研修医報告会	50人
		E B M抄読会	20人
	2月	「15年間喫煙した医師の禁煙論」	12人
		C P C	20人
		がんセンターボード	16人
「個人情報保護について」		33人	
K Y T勉強会		4人	
3月	C P C	20人	
	がんセンターボード	20人	
	N S T勉強会	37人	
	E B M抄読会	20人	

(2) 職員の勤務成績の評定

管理者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評価の結果に応じた措置を講じなければならないとされている。

管理者においては、職員の個々の適正、能力、経験などを把握し、それに基づいた適材適所の人事配置や昇任を行うことにより、職員の意欲を引き出し、資質向上を図っている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

① 職員健診

区 分	受検者数
定期職員健康診断	512人
人間ドック	16人
脳ドック健診	5人

② 共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、宮城県市町村職員共済組合において各種給付事業や福祉事業を行っている。

③ 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

(2) 職員の利益保護

① 措置要求制度

法第46条により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、任命権者より適当な措置が執られるべきことを要求することができる」とされている。

② 不利益処分に関する不服申立て

法第49条の2により職員は、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益な処分を受けたとき、公平委員会に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により不服申立てをすることができる」とされている。